

昭和 55 年 12 月

昭和 56 年度の税制
改正に関する答申

税制調査会

まえがき

税制調査会は、昭和 55 年 11 月 18 日の第 1 回総会で内閣総理大臣から「国民経済の健全な発展を目指としつつ、国、地方を通じて財政体質を改善するため、税制上とるべき方策」について諮問を受けた後、当面の課題として、昭和 56 年度において実施されるべき税制改正について審議を続け、昭和 55 年 12 月 20 日、第 8 回総会において、その審議の結果を「昭和 56 年度の税制改正に関する答申」としてとりまとめ、これを即日、内閣総理大臣に提出した。

本書は、この答申を印刷に付したものである。

昭和 56 年度の税制改正に関する答申

昭和 55 年 12 月 20 日

内閣総理大臣 鈴木 善幸 殿

税制調査会会長 小倉 武一

昭和 56 年度の税制改正に当たり、実施すべき事項について、別紙のとおり、当調査会の意見をとりまとめました。当調査会は、政府がこの報告に基づいて税制改正を実現することを希望します。

税制調査会委員名簿

本答申の審議に参加した委員及び特別委員は次のとおりである。

委 員	石 井 清	○泉 美 之 松
	伊 藤 龍 太 郎	○岩 村 精 一 洋
	奥 原 時 藏	○小 倉 武 一
○	金 子 宏	鎌 田 要 人
	北 裏 喜 一 郎	○木 下 和 夫
	佐 治 敬 三	○柴 田 護
	高 橋 正 男	○高 原 須 美 子
○	立 山 武 司	田 中 里 子
○	辻 村 江 太 郎	堤 清 二
○	角 田 房 子	富 塚 三 夫
○	西 和 夫	○西 村 友 裕
○	廣 瀬 嘉 夫	○藤 田 晴 一
	三 島 淳 男	○水 野 正 春
○	宮 智 宗 七	山 田 亨
○	渡 辺 佳 英	

(○印を付した委員は、臨時小委員会に所属した委員である。)

特別委員	齋 藤 誠	武 田 亨
	林 庆 之 助	

目 次

	頁
一 基本的考え方	1
1 今後の財政運営と税制のあり方	1
2 昭和56年度税制改正の基本方針	4
二 国 税	5
1 所 得 税	5
(1) 課税最低限等	5
(2) 割引債の償還差益の総合課税	5
2 法 人 税	5
(1) 法人税率の引上げ	5
(2) 公益法人課税	6
(3) 引 当 金	6
3 酒 税	6
4 物 品 税	7
5 印 紙 税	7
6 有価証券取引税	7
7 電源開発促進税	8
8 租税特別措置	8
(1) 準備金、特別償却等	8
(2) 交際費課税の強化	8
9 賦課権の除斥期間、罰則及び公訴時効期間	8
三 地 方 税	9
1 個人住民税	9
2 法人住民税	9
3 個人事業税	9
4 不動産取得税等	9
5 非課税措置等の整理合理化	10

6 賦課権の除斥期間、罰則及び公訴時効期間	10
参考資料 改正案による住民税所得割の非課税限度額	11

当税制調査会は、昭和55年11月、内閣総理大臣から「国民経済の健全な発展を目指としつつ、国、地方を通じて財政体質を改善するため、税制上とるべき方策」について諮問を受けた後、当面の課題である昭和56年度の税制改正について検討を行つた。

一 基本的考え方

1 今後の財政運営と税制のあり方

(1) 昭和50年代における我が国の財政の推移をみると、第一次石油ショック後相当期間を経ても、いまだに、国、地方を通じ巨額の公債、借入金に依存するという極めて異常な状態を示してきており、こうした事態が今後もなお続くならば国民生活の安定と経済の発展に重大な支障をもたらすと考えられ、これを是正することは今や緊急な国民的課題となつてゐる。

こうしたなかにあつて、税制調査会は、昭和55年11月、「財政体質を改善するために税制上とるべき方策についての答申」(以下、便宜、「中期答申」と称する。)をとりまとめた。この中期答申においては、当面の財政運営のあり方及び今後の税制改正に際してとるべき基本的方向について、中期的観点から、次のように述べている。

すなわち、国については、一般会計の歳出総額の3分の1以上を公債に依存する姿は早急に是正すべきであり、とくに、特例公債の本格的償還を控え、できる限り早く特例公債からの脱却を図る必要があり、今後、年平均2兆円程度減額していくなければならないとしている。そのためには、まず、歳出面において思い切った節減合理化に努める必要があり、具体的には、財政再建期間を通じ、全体としての歳出の増加率が国民総生産の伸びを上回らない水準にとどまるよう最大限の努力を傾注することを強く求めている。このような歳出面の努力を背景として、税制面においては、歳出総額に対する国税収入の割合を現在の60%程度から80%程度に高めていくことが適当であり、制度、執行両面にわたる負担の公平を確保しつつ、そのために必要とされる負担の引上げに努めるべきこととしているが、負担の引上げ幅としては、財政再建期間を通じ、国民総生産の2%程度が限界であるとしている。

また、地方財政についても、昭和50年度以降毎年度、大幅な財源不足を生じており、これを巨額の地方債の増発、交付税特別会計における借り入れ等により補てんする措置が講じられている状況にあり、これらの償還が地方財政の将来にとって大きな負担となることから、歳出歳入を通ずる財政構造の健全化を早急に進める必要

があるとしている。そのためには、まず歳出面において徹底した歳出の節減合理化を図ることを求めている。このような歳出面の努力を背景として、税制面においては、国の場合と同様、歳出総額に対する地方税収入の割合を40%台に回復するとともに、歳出規模を国民総生産に対する割合でみてほぼ横這いに維持すること等を前提とすると、地方税に係る負担の引上げ幅としては国民総生産のおおむね1%程度が必要であるとしている。

以上のような国及び地方における負担引上げのための具体的な検討対象としては、課税ベースの広い租税にこれを求めざるを得ないが、現行税制では個人所得課税及び法人所得課税があり、新税では広く消費を対象とする間接税が考えられるとしている。

当調査会としては、今回、昭和56年度の税制改正を検討するに当たり、この中期答申の基本的考え方即して審議を行つた。

(2) 昭和55年度の国の予算においては、自然増収を優先的に公債発行額の減額に充てることによつて、財政再建に向かつて第一歩が踏み出された。昭和56年度予算編成においては、これをさらに推し進め、財政再建への歩みを着実なものとするため、政府において、公債発行額を昭和55年度に比べ2兆円減額する方向が打ち出されていることは極めて適切な措置であり、その貫徹を強く望むものである。

次に、歳出については、既定経費の徹底した洗い直しを行い、一般会計の歳出総額の伸び率を、中期答申の考え方沿つて極力圧縮し、一桁台とするよう強く要請することとした。この場合、国債費及び地方交付税の伸びが著しいため、それ以外の一般歳出の伸びはかなり低いものとならざるを得ないが、高度成長期に生じた歳出の増加傾向を是正し、財政体質そのものを改善するためにも、また、負担引上げについての納税者の理解を得るためにも、思い切った歳出の節減合理化が望まれるところである。

(3) 歳入面についてみると、当面の経済情勢の推移を背景として、昭和56年度においては、相当の規模の自然増収が見込まれるところであるが、これは上述の公債減額分と国債費及び地方交付税の増加分とでほとんど消えてしまう。この点からも、歳出に徹底した節減合理化を加え、一般歳出の伸びを最小限度にとどめることが要請される。その場合になお必要となる財源は主としては税負担の増加に求めるほかはないであろうが、税負担の引上げにも限界があることに留意する必要がある。こ

のような結果として、昭和 56 年度においては、歳入面では、従来の選択的増税の方向に即しつつ現行税制として対応できる範囲内での相当な規模にのぼる增收措置を講ずることとせざるを得ないのであるが、こうした措置によつて、当面、福祉をはじめとする国の行政の水準を維持することが可能となるものであり、さらに、基本的には、公債発行額 2 兆円減額の実現により、緊急な国民的課題とされている財政再建に向かつて展望が開かれることとなるものであるから、この点について国民の深い理解を求めてやまない。なお、增收規模は、中期答申の指摘している負担引き上げ幅の限界についての考え方方に沿うものであることが望ましい。

また、地方財政は昭和 56 年度においても相当な規模の財源不足額を生ずることが見込まれることから、これに対処するため所要の地方税の增收措置を講ずることが必要である。

- (4) ところで、来年度において相当規模の選択的増税を行うこととする場合においては、その経済活動に与える影響の面からの検討を欠かすことができない。

昭和 56 年度予算においては、上述のように公債発行額 2 兆円減額が最優先の課題とされているところであるが、公債の減額は、財政体質の改善という観点からのみでなく、民間部門への資金供給が圧迫されることを極力防止して自律的な経済発展への途を確かなものとするという観点や公共、民間両部門における資金需要を充たすために通貨供給の増加を余儀なくさせられ、インフレの危険が増大するといった事態に陥るのを回避するという観点からも評価すべきものと考える。

我が国の経済は、現在、国内需要面において若干のかげりがみられ、このような情勢の下において、税の面で相当な規模の增收措置を講ずることは、景気を冷やし経済の基調を乱すことにならないかとの懸念があり得よう。しかしながら、上述のように、税の自然增收は優先的に公債発行減額に充てられるものと考えるならば、增收措置は一般歳出の必要最小限度の増加を確保するためのものであり、增收額に見合つた公共支出が行われることに留意する必要がある。また、昭和 56 年度経済は民間需要を中心に漸次上昇基調をたどり、全体として順調に推移することが期待されており、今回の增收規模が我が国の経済活動の総量からみて必ずしもそれほど大きなものとはいえないこともあわせ考えれば、これが我が国経済の基調を乱すことになるとみると必要はないであろう。

- (5) 昭和 56 年度の税制改正において相当規模の增收措置を講ずる場合、現行税制の

なかで対処するほかはない。この場合、国税及び地方税の基幹的地位を占めている個人所得課税についても検討することが筋であろう。しかしながら、所得税の課税最低限は昭和53年以降据え置かれてきており、物価調整減税の要望が強く出されていることや、所得課税については、中期答申において、制度上、執行上各種の問題点が指摘されていること等からみて、昭和56年度において個人所得課税について負担の引上げを求める改正を行うことは適当でない。

したがつて、昭和56年度税制改正においては、現行制度の枠内で徹底した見直しを行うという方向の下で、法人税をはじめとする既存の税目について必要な增收措置を講ずることとせざるを得ないものと考える。

(6) 昭和56年度予算編成において、歳出歳入両面にわたって、以上述べてきたような措置がとられるならば、昭和55年度において第一歩を踏み出した財政再建はその歩みをさらに進めることになる。これを本格的な軌道に乗せていくため、政府において、今後、引き続き、財政体質の改善に最大限の努力を傾注することを強く要請するものである。すなわち、歳出面においては、さらに徹底した節減合理化努力を続けることが強く望まれる。他方、税制面においては、昭和56年度において所得税を除く既存税目のほとんどすべてについてかなりの負担の引上げを行うこととなるので、昭和57年度以降においてどのような対応措置を講ずるかについて、早い時期から検討を加えておく必要があろう。当調査会としては、中期答申で示された基本的考え方を踏まえつつ、個人所得に対する負担の求め方についてどう考えるか、課税ベースの広い間接税についてどのように対処するかという点をはじめとして、中期答申で検討課題とされた各般の問題をめぐり、今後、幅広い観点から研究を重ねていくべきものと考える。

2 昭和56年度税制改正の基本方針

以上の諸点を勘案し、昭和56年度税制改正の基本的考え方としては、歳出面における思い切った節減合理化を前提として、歳入面において、以下に述べるように現行税制の基本的枠組みのなかで徹底した見直しを加えるとともに、期限の到来する租税特別措置を中心としてその洗い直しを図り、税負担の公平をさらに推進することすべきである。

二 国 稅

1 所 得 税

(1) 課税最低限等

- ① 所得税の課税最低限については、昭和53年以来据え置かれてきているところから、その後の所得や物価水準の上昇によつて所得税負担率が上昇してきているとして、これを引き上げるべきであるとする意見や実質賃金が低下する場合には所得税減税で補うべきであるとする意見がある。しかしながら、中期答申にも述べられているように、我が国の所得税の課税最低限は主要諸外国のなかで高い水準にあり、その負担水準は国際的にみて相当低く、また、財政再建が国民的課題とされ相当規模の選択的な増税が避けられない状況にあることを考慮すれば、課税最低限の水準をさらに引き上げることは見合わせるほかないと考える。
- ② 以上のように、所得税について一般的に負担を軽減することは困難な状況にあるが、最近における社会情勢の変化に対応して、財源面での制約も考慮しつつ、税負担の調整のための必要最小限の配慮をすることが適当であると考える。このような観点から、父子家庭のための措置として一定の要件の下に寡婦控除に準じた制度を創設するとともに、家計を助ける主婦などに対する配慮として控除対象配偶者等の所得要件を緩和することが適当である。

(2) 割引債の償還差益の総合課税

割引債の償還差益について、利子課税とのバランス、割引債の流通性等に配意しつつ、総合課税のための具体的方法を定めることが適当である。

2 法 人 税

(1) 法人税率の引上げ

- ① 財政再建が緊急の課題となつてゐる現下の状況からみれば、昭和56年度税制改正において法人税に若干の負担の増加を求めるることはやむを得ないものと考える。

このため、法人税の基本税率及び配当軽課税率について、それぞれ2%の引上げを行うことが適当である。

我が国の経済の国際化が進み、諸外国の経済と切り離して考えることができなくなつてゐる昨今の状況を考慮すれば、我が国の法人課税の負担水準が主要諸外国と比較して著しく高い水準になることは国際競争力等の観点からみて好ましく

ないことはいうまでもないが、この程度の法人税率の引上げは、主要諸外国における負担水準からみて、今後における我が国企業の健全な発展を阻害するものではないと考える。

- ② 中小法人に対する軽減税率は、基本税率との較差が制度創設以来相当拡大していること、事業を法人形態で営む場合と個人形態で営む場合の税負担のバランスにはできる限り配慮する必要があること等を考慮すれば、基本税率と同様、2%の引上げを行うことが適当である。
- ③ また、公益法人等に対する軽減税率及び協同組合等に対する軽減税率についても、同様の観点から、それぞれ2%の引上げを行うことが適当である。
- ④ 以上の税率の引上げにより、法人税率は次のとおりとなる。

	現 行	改 正 案
基 本 税 率	40%	42%
配 当 軽 課 税 率	30%	32%
中小法人の軽減税率		
留 保 分	28%	30%
配 当 分	22%	24%
公益法人等、協同組合等の軽減税率		
留 保 分	23%	25%
配 当 分	19%	21%

(2) 公益法人課税

公益法人等の営む事業が、最近一段と多様化してきている状況にかんがみ、法人税の課税の対象となる収益事業の範囲について、実態に即した見直しを行い、公益法人等の収益事業課税の適正化を図るべきである。

(3) 引 当 金

金融保険業の貸倒引当金についてはその法定繰入率について、昭和47年以来、累次にわたりその引下げを行つてきたところであるが、最近における貸倒れの実情等にかんがみ、さらにその適正化を図るべきである。

3 酒 税

現下の厳しい財政状況に顧み、特殊なし好品である酒類について適正な負担水準を確保する点にも配意しつつ、従量税率を原則として25%程度引き上げることが適当

である。ただし、清酒等については、その消費及び生産の態様等に配慮して、引上げ幅につき所要の調整を行うことが必要であると考える。

なお、従価税率の引上げについても検討したが、現行の税率水準等に顧み、この際はこれを据え置くことが適当である。

4 物 品 税

(1) 物品税については、昭和48年度以降基本的な見直しが行われていないため、最近における社会経済情勢の変化に即応し得ていない面が見受けられるので、これを是正する観点から、次の改正を行うことが適当である。

① 新規に開発された物品等、現行の課税物品とのバランスからみて課税することが適当であると認められるものを、暫定軽減税率や実施時期による調整措置を講じつつ、新たに課税対象に加えること

② 課税物品相互間のバランスからみて負担の増加を求める余地があると認められる乗用車等について、若干の税率引上げを行うこと

(2) 物品税の課税対象については、従来から、主としてしやし品ないし比較的高価な便益品や趣味・娯楽品に限定するという考え方をとつてきているが、中期答申において「物品税の課税対象について現行の考え方をとる限り、これにまとまつた増収を期待することには限界があり、物品税によつてある程度の増収を図るために、こうした考え方自体を再検討することも必要となろう」と述べられているところであり、今後とも、そのあり方について検討していく必要があると考える。

5 印 紙 税

印紙税は、文書の作成行為の背後にある担税力に着目して軽度の税率で課税している流通税であるが、厳しい財政事情及び現在の負担水準を考慮すれば、これに負担の増加を求めてよいと考える。

具体的には、定額税率及び階級定額税率を2倍に引き上げるとともに、最近における取引規模の拡大等に即応して階級定額税率の最高価格帯の見直しを行うこととするのが適当である。

また、税率の引上げに伴い、過怠税の最低額を1,000円(現行500円)に引き上げる等の措置を講ずることが適当であると考える。

6 有価証券取引税

現下の厳しい財政事情に顧み、資本市場に与える影響等に配意しつつ、有価証券取

引税の税率を次のとおり引き上げることが適當である。

現 行 改正案

第1種

証券会社を譲渡者とする 売買による譲渡	国債以外の 公社債等	譲渡価額の 0.01%	譲渡価額の 0.015%
------------------------	---------------	----------------	-----------------

第2種

第1種以外の譲渡	株式、株式 投資信託等	譲渡価額の 0.45%	譲渡価額の 0.55%
	国債以外の 公社債等	譲渡価額の 0.03%	譲渡価額の 0.045%

7 電源開発促進税

電源開発促進税については、電源開発促進対策特別会計歳出予算の政府原案決定をまつて、真にやむを得ない場合には、財源確保のため所要の措置を講ずることが適當である。

8 租税特別措置

(1) 準備金、特別償却等

租税特別措置については、昭和51年度以来、精力的にその整理合理化が進められており、税負担の公平を確保する見地からの租税特別措置の整理合理化はおおむね一段落したと考えられるが、昭和56年度税制改正においては、エネルギー対策等我が国経済にとって当面の緊要な政策的要請に配意するとしても、引き続き、政策効果の薄れた措置について実態に即した見直しを行い、全体として、整理合理化を進めるべきである。

(2) 交際費課税の強化

交際費に対する課税は、累年強化され、既にかなりの程度に達しているが、最近における交際費支出の状況及びこれに対する強い社会的批判に顧み、交際費支出の増加部分に対する課税制度について、さらに強化を図ることが適當である。

9 賦課権の除斥期間、罰則及び公訴時効期間

税務執行面における実質的負担の公平を確保するために、次の措置を講ずることが適當である。

- (1) 脱税の場合の賦課権の除斥期間については、現行5年を7年に延長する。
- (2) 直接税の脱税に関する法定刑の長期及び公訴時効期間については、間接税に合わせて、現行3年を5年に改める。

三 地 方 税

1 個人住民税

現下の厳しい地方財政の状況にかんがみ、課税最低限の引上げ等大幅な減収につながる措置を講ずることは極めて困難であると考えられる。しかしながら、国民生活水準等との関連で特に低所得者層の税負担について配慮を加える必要があると認められることから、一定の所得金額以下の者について住民税所得割を課さないこととする措置を講ずることもやむ得ないと考える。以上のような考え方から、昭和56年度限りの措置として、所得の金額が本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数を27万円に乗じて得た金額（たとえば、夫婦子2人の給与所得者の場合、給与の収入金額が175万7千円）以下の者について、住民税所得割を非課税とすることが適当である。なお、昭和57年度以降の措置については、国民生活水準の推移等を勘案して、引き続き検討する必要があると考える。

2 法人住民税

- (1) 市町村税における法人所得課税の充実を図る見地から、法人税の税率の引上げに伴う住民税法人税割の増収分については、市町村に重点的に配分されるよう法人税割の税率の調整を行うこととし、市町村民税法人税割の税率を12.3%（現行12.1%）に引き上げるとともに、道府県民税法人税割を5.0%（現行5.2%）とすることが適当である。
- (2) 現在、法人住民税の均等割の税率適用区分は、資本の金額又は出資金額によつているが、時価発行による増資が多くなつていていること等現下の資本調達の実態にかんがみ、税率の適用基準をより適切なものとするため、均等割の適用区分を資本の金額又は出資金額に資本積立金を加えた額に改めるべきである。

3 個人事業税

社会経済情勢の推移、負担の公平等の観点から、新たに不動産貸付業、駐車場業、コソサルタント業及びデザイン業を個人事業税の課税対象事業とすべきである。

4 不動産取得税等

現下の厳しい地方財政の状況にかんがみ、税率を4%（現行3%）に引き上げることが適当である。

この場合、住宅政策に配慮することとし、新築住宅に係る控除額を引き上げるとともに住宅及び一定の住宅用土地の取得に係る税率を今後5年間に限り据え置くことと

するほか、新築住宅に対する固定資産税の減額措置に係る面積要件の緩和等の措置を講ずることが適當である。

5 非課税措置等の整理合理化

地方税における非課税、課税標準の特例等の特別措置については、税負担の公平を確保する見地から、期限の到来するものを中心に、期待された効果をあげていないもの等について整理合理化を図るべきであり、また制度の新設、拡充に対しては厳しい態度で臨むべきである。

6 賦課権の除斥期間、罰則及び公訴時効期間

税務執行面における実質的負担の公平を確保するために、次の措置を講ずることが適當である。

- (1) 脱税の場合の賦課権の除斥期間については、現行5年を7年に延長する。
- (2) 道府県民税、市町村民税及び事業税の脱税に関する法定刑の長期及び公訴時効期間については、国税に対応して、現行3年を5年に改める。

參 考 資 料

改正案による住民税所得割の非課税限度額

家族の構成 区分	独 身 者	夫 婦 者	夫婦子 1 人	夫婦子 2 人
改正案による非課税 限度額 (A)	千円 770	千円 1,040	千円 1,350	千円 1,757
現行の課税最低限 (B)	757	989	1,221	1,584
(A) - (B)	13	51	129	173

(備考) この表は、給与所得者について作成したものである。

